

(1) 市税の使い道

市民のみなさんに納めていただいた市税は、行政サービスを提供する上で最大の財源で次のような事業の費用に使われます。

民生費	老人、障がい者、生活保護などの福祉対策や人権啓発など
公債費	市債の償還、利子の支払い
教育費	幼稚園や小中学校、図書館、公民館の建設運営や文化財の保護など
土木費	道路、公園の整備や緑化推進、市営住宅、交通安全対策など
総務費	戸籍事務、選挙、統計調査、庁舎管理など
衛生費	清掃、環境保全、墓地、健康増進など
消防費	火災予防、消防、救急活動など
議会費	議会の運営など
商工費	商工業、観光の振興、消費生活対策など
その他	農林業の振興、労働行政、予備費など

(2)【平成28年度】市・県民税に適用される主な税制改正の概要

○公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度の改正

平成26年度税制改正において、公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度については、「源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受ける者は、この制度を適用できない」とされました。

1 公的年金等に係る確定申告不要制度とは

平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

(注意1) この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

(注意2) 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(注意3) 平成27年分以後は、[3.](#)に該当する外国の法令に基づく公的年金等を受給している方は、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用はできません。

2 確定申告不要の方で各種控除の追加がある方は住民税の申告をしてください

確定申告を要しない場合でも、公的年金以外の所得がある場合や、公的年金等の源泉徴収票の内容（公的年金から差し引かれた介護保険料などの社会保険料）以外に、各種控除の追加がある方は住民税の申告が必要です。

○所得税の最高税率引上げに伴う「ふるさと寄附金」に係る特例控除額の算定方法の改正

平成25年度税制改正において、平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに伴い、平成28年度以後の寄附金税額控除（ふるさと寄附金）に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を課税所得金額4000万円超の場合は45%とすることとされました。

1 住民税の寄附金税額控除額の計算方法について（10%から20%に引き上げられました）

1. 基本控除分

[寄附金額(総所得金額等の30%を限度)−2,000円]×10%(市民税6%、県民税4%)
 2. 特例控除分・・・ふるさと納税の場合に限り、基本控除に加算(所得割の20%が限度)
 (寄附金額−2,000円)×[90%−(0~45%(所得税の限界税率)×1.021)]×特例控除割合

(補足)

- 特例控除の割合は、市民税5分の3、県民税5分の2
 - 総所得金額等の30%上限は基本控除のみに適用し、所得割の20%上限は特例控除のみに適用
 - 限界税率とは、寄附したかたに適用される所得税率のうち、最大のものを指します。
- (注意) 平成25年度税政改正で、課税所得金額4,000万円超の場合、最高税率45%が設けられ、平成27年分以後の所得税について適用することとされました。

2 個人住民税の寄附金控除について

前年1月~12月の間に控除対象にあたる寄附をしたかたは、翌年度の住民税所得割から税額控除されます。

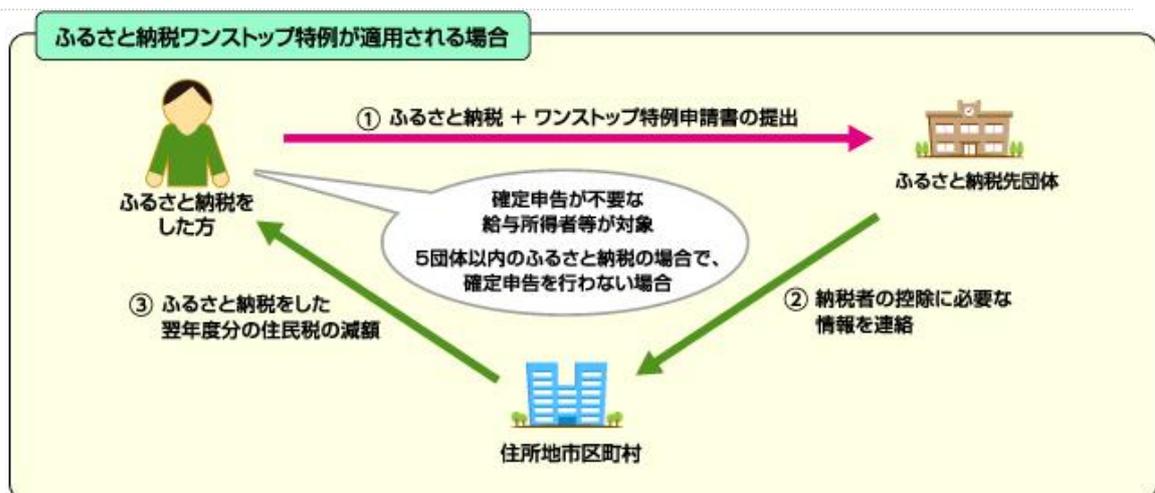
○ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税(都道府県、市区町村への寄附)による税の軽減を受けるためには、確定申告又は個人住民税の申告を行う必要がありますが、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告等を行わなくても税の軽減を受けることができるようになりました。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税の軽減相当額を含めて、個人住民税からまとめて控除されます。(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。)

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用するためには、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附した地方自治体に提出していただく必要があります。(提出がないと特例の適用を受けられません。)

なお、確定申告等を行ったり、6団体以上の地方公共団体に寄附を行うと、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなりますのでご注意ください。



問い合わせ 市民税課 (0797・77・2056) (0797・77・2057)